

院外処方のご案内

当院は開院以来、病院内でお薬をお渡ししておりましたが、国（厚生労働省）が推進する医薬分業に則り、令和6年4月より外来患者さまのお薬は全て院外処方に切り替えることになりました。院外処方により、より安全で質の高い治療が出来ることや、保険薬局（調剤薬局）の薬剤師からお薬について十分な説明を受けることが出来ます。

- 医薬分業とは
薬の処方と調剤を分離し、それぞれを医師、薬剤師という専門家が分担して行うことにより、より安全で質の高い医療サービスの提供、医療費の適正化を図る取り組みです。
- 院外処方せんとは
病院外の薬局で薬を調剤してもらうための書類です。診察の際に医師が作成します。
- お薬の受け取り方について
院外処方せんを保険薬局へお持ちください。保険薬局の薬剤師が薬を調剤します。
- FAX コーナーの利用方法について
予め院外処方せんを保険薬局に FAX で送信しておくこと、取りに行ったとき、すぐにお薬を受け取ることが出来ます。
※FAX コーナーの設置は、令和6年1月を予定しています
- 保険薬局（調剤薬局）とは
患者さんのご希望によりお選びいただけます。保険薬局では患者さんのお薬に関する情報を記録し、アレルギーや重複投与などを未然に防ぐことが出来ます。
- かかりつけ薬局とは
かかりつけ薬局とは、患者さんが服用している薬の説明を聞けたり、お薬の相談を気軽に相談できる薬局のことです。患者さんの薬の服用記録を作成・管理し、患者さんに「おくすり手帳」をお渡しします。薬を正しく安全にお使いいただくために、かかりつけ薬局を決めることをお勧めしています。
- 処方の有効期間について
処方せんをもらった日から4日以内です。期間をすぎると無効になります。

院外処方せん Q&A

Q 薬はどこでうけとれますか？

A 「保険薬局（調剤薬局）」と看板の出ている薬局であれば、どこでも薬を受け取ることができます。薬の受け取りには処方せんが必要です。毎回必ず医療機関を受診し、処方箋を受け取ってください。家族などの代理の方でも処方せんを持っていけばお薬を受け取れます。薬によっては取り扱いが無い場合もありますので、事前に「かかりつけ薬局」を決めて、相談しておくことをお勧めします。

Q 複数の「保険薬局」で薬を受け取ることができますか？

A 受け取ることができますが、複数の病院やクリニックを受診されている患者さんの場合、受診した病院ごとに「保険薬局」を変えると、重複投薬などを防ぐことが難しくなります。一つの「かかりつけ薬局」を持つことをお勧めします。

Q 「かかりつけ薬局」で薬をもらうと、どのような利点がありますか？

A 薬の作用（効能・効果）、副作用、飲み方の注意、飲み忘れた時の対応、保管方法など詳しく説明を受けることができます。患者さん自身が薬についての知識を深めることで、正しい服用方法・効果・副作用への理解が深まるため、より良い治療効果が期待できます。服用している薬を薬剤師が管理しますので、複数の病院から処方された場合でも、重複投与や飲み合わせの悪い組み合わせを避けることができます。

Q、インスリン用の針や消毒綿・試験紙などの医療材料はどこで受け取れますか？

A おかかりになった外来診療科で発行された「薬価外物品請求伝票」を病院内の「医療材料お渡し口」（令和6年4月1日より設置）にお持ち頂き、お渡しします。

※令和6年3月31日までは、現状と同じ場所で受け取ることができます

Q、透析治療の医療費の支払い方法は変わりますか？

A 病院窓口でのお支払いに加えて、院外の保険薬局にお薬代としてお支払いいただく方法に変わります。病院と同様に保険薬局でのお支払いは1か月上限1万円（上位所得者は2万円）です。合わせて上限2万円（上位所得者は4万円）のお支払いが発生します。高額療養費に該当しますので、加入の各保険者にご確認いただき申請してください。また、「特定疾病療養受給者証」を申請している方は、「重度心身障害者医療費助成交付申請書」の手続きについては現行通りとなります。

Q、無料低額診療事業の場合、医療費はどうなりますか？

A 病院への医療費のお支払いは、無料低額診療事業に従い、これまでと同様に無料又は低額のご負担をいただきます。変更点として、保険薬局への薬剤費のお支払いが必要となります。

太田西ノ内病院